

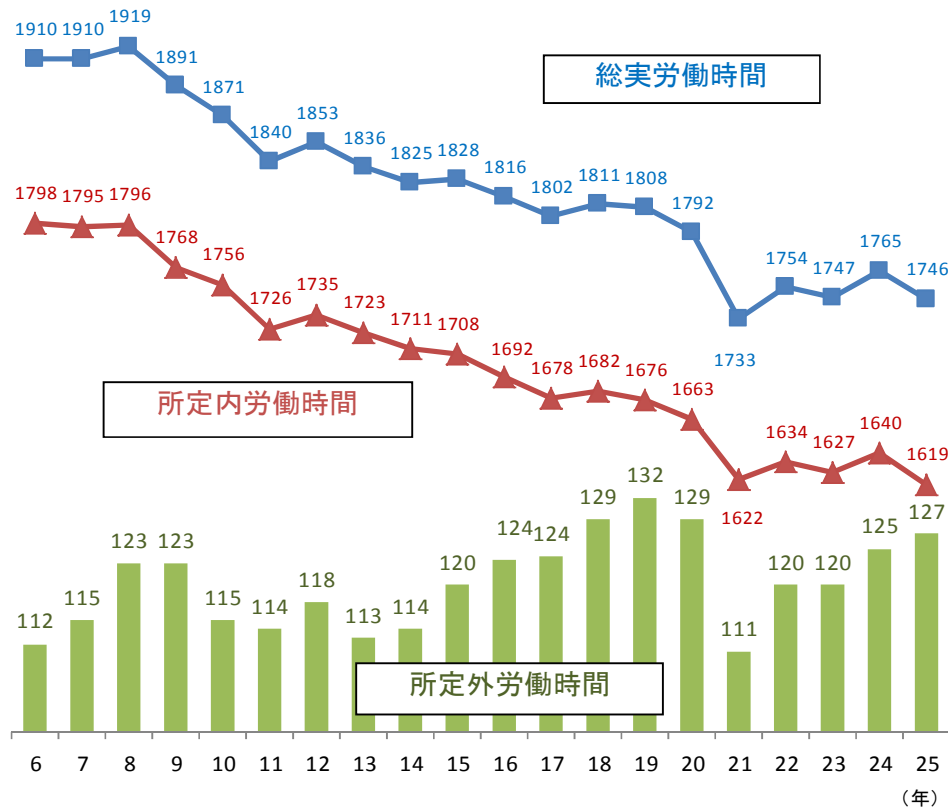
参考資料

年間総実労働時間の推移

年間総実労働時間は減少傾向で推移しているが、これは一般労働者（パートタイム労働者以外の者）についてほぼ横ばいで推移するなかで、平成8年頃からパートタイム労働者比率が高まったこと等がその要因と考えられる。

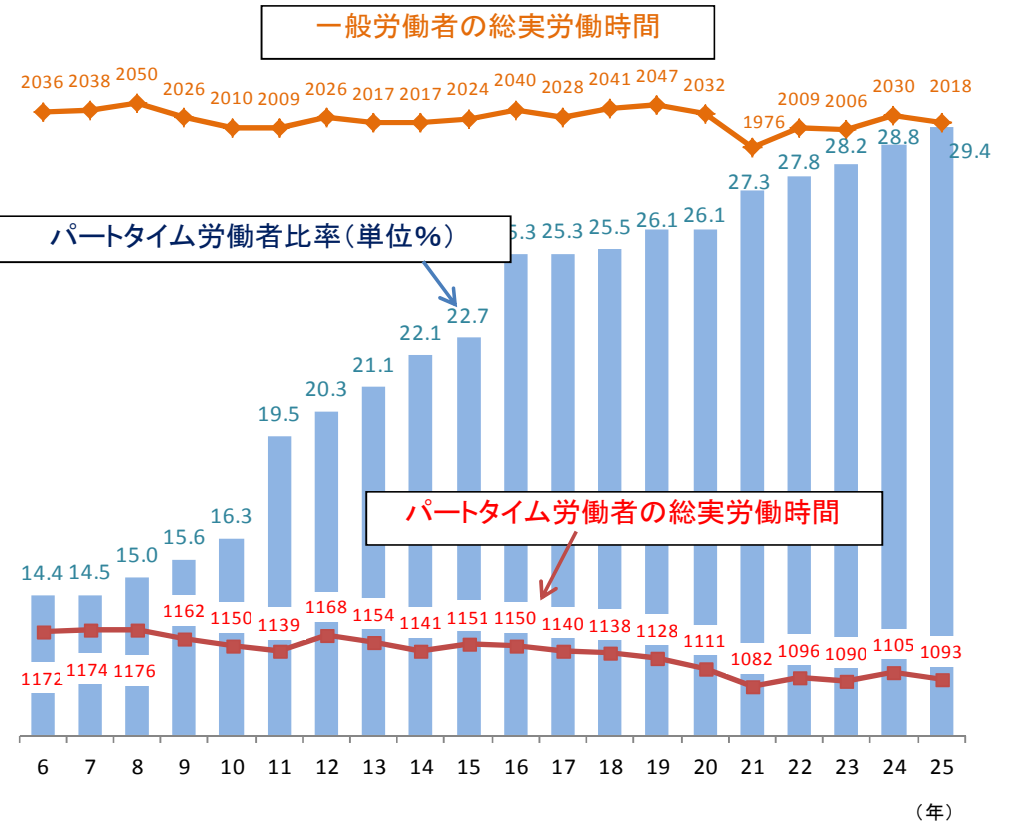
なお、平成21年には、前年秋の金融危機の影響で製造業を中心に所定内・所定外労働時間がともに大幅に減少した。

年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模5人以上

就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模5人以上

週労働時間別雇用者等の推移

週の労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では近年低下傾向で推移し、1割弱となっているが、30代男性では17.6%と、以前より低下したものの高水準で推移している。

	平成16年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
週60時間以上の者	639万人	502万人	476万人	490万人	474万人
	12.2%	9.4%	9.3%	9.1%	8.8%
週35時間以上 週60時間未満の者	3354万人	3383万人	3227万人	3412万人	3327万人
	64.0%	63.6%	63.2%	63.7%	61.6%
週35時間未満の者	1237万人	1414万人	1385万人	1436万人	1568万人
	23.6%	26.6%	27.1%	26.8%	29.0%
合 計	5243万人	5317万人	5105万人	5359万人	5399万人

30代男性で週労働時間60時間以上の者

	平成16年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
30代男性で週60 時間以上の者	200万人	153万人	141万人	144万人	135万人 (124万人)
	23.8%	18.7%	18.4%	18.2%	17.6% (17.2%)

※ 資料出所:総務省「労働力調査」(平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)

※ 上の表は雇用者についてのもの。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者」については、雇用者だけでなく自営業主と家族従業者を含んだ数値により作成。なお、平成25年の括弧内については、雇用者のみの数値により作成。

週労働時間60時間以上の雇用者等

【男女別・年代別】

	平成16年		平成24年		平成25年	
	就業者に占める割合	週35時間以上就業者に占める割合	就業者に占める割合	週35時間以上就業者に占める割合	就業者に占める割合	週35時間以上就業者に占める割合
雇用者計※	12.2%	[16.0%]	9.1%	[12.6%]	8.8%	[12.5%]
男性	18.5%	[21.5%]	14.2%	[16.9%]	13.7%	[16.7%]
20～29歳	17.6%	[21.0%]	12.6%	[15.6%]	11.4%	[14.4%]
30～39歳	23.8%	[25.8%]	18.2%	[20.0%]	17.6%	[19.7%]
40～49歳	21.7%	[23.5%]	17.5%	[19.1%]	17.4%	[19.5%]
50～59歳	16.2%	[18.1%]	12.9%	[14.5%]	12.8%	[14.7%]
60歳～	11.0%	[16.5%]	8.2%	[12.7%]	7.7%	[13.5%]
女性	5.9%	[14.3%]	3.5%	[6.4%]	3.4%	[6.4%]
20～29歳	4.9%	[7.6%]	4.4%	[6.2%]	4.4%	[6.5%]
30～39歳	5.2%	[7.3%]	3.2%	[5.4%]	2.9%	[5.0%]
40～49歳	4.2%	[7.8%]	3.0%	[5.7%]	2.9%	[5.6%]
50～59歳	5.6%	[10.5%]	3.2%	[6.2%]	3.1%	[6.2%]
60歳～	6.3%	[12.0%]	4.3%	[10.2%]	4.9%	[13.0%]

※資料出所:総務省「労働力調査」

※統計上の制約から自営業者・家族従業者を含んだ就業者数により作成
 (「雇用者計」については雇用者数による数値)。

週労働時間60時間以上の雇用者(内訳)

＜カッコ書きは、週労働時間35時間以上雇用者に占める割合＞

【従業者規模別】

		平成16年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
雇用者計		12.2% (16.0%)	10.0% (13.5%)	9.2% (12.7%)	9.4% (12.9%)	9.3% (12.9%)	9.1% (12.6%)	8.8% (12.4%)
従業者規模								
1～9人		13.0% (18.3%)	10.9% (15.9%)	10.3% (15.3%)	10.6% (15.8%)	10.4% (15.6%)	9.9% (14.8%)	9.6% (14.7%)
10～29人		11.9% (16.1%)	10.0% (14.1%)	9.4% (13.5%)	9.6% (13.9%)	9.6% (13.9%)	9.3% (13.5%)	9.0% (13.4%)
30～99人		12.6% (16.4%)	10.3% (13.8%)	9.5% (13.0%)	9.8% (13.3%)	9.7% (13.3%)	9.4% (13.0%)	9.3% (13.0%)
100～499人		13.0% (16.5%)	9.9% (13.0%)	9.1% (12.1%)	9.4% (12.3%)	9.0% (11.9%)	8.8% (11.5%)	8.7% (11.7%)
500人～		12.8% (16.4%)	9.7% (13.0%)	8.7% (11.7%)	8.8% (11.7%)	8.8% (11.8%)	8.9% (11.9%)	8.2% (11.3%)

※資料出所:総務省「労働力調査」

※平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。

週労働時間別雇用者割合

年 週労働時間	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減ポイント (平成25年－平成16年)
35時間未満	23.6%	23.9%	22.5%	24.9%	26.1%	27.0%	26.6%	27.1%	26.8%	29.0%	5.4%
うち15時間以上 29時間以内	12.1%	12.1%	11.9%	12.6%	13.1%	13.6%	13.7%	13.7%	13.8%	15.0%	2.9%
うち30時間以上 34時間以内	7.2%	7.4%	6.2%	7.6%	8.0%	8.2%	7.8%	8.0%	7.8%	8.6%	1.4%
35時間以上 60時間未満	64.0%	64.1%	66.4%	64.5%	63.7%	63.6%	63.7%	63.3%	63.7%	61.6%	-2.4%
うち35時間以上 39時間以内	7.2%	7.2%	6.7%	7.1%	7.2%	7.4%	7.6%	7.7%	7.6%	8.0%	0.8%
うち40時間以上 48時間以内	40.5%	40.8%	44.0%	42.6%	42.1%	42.7%	42.5%	42.1%	42.6%	41.0%	0.5%
うち49時間以上 59時間以内	16.3%	16.1%	15.7%	14.8%	14.5%	13.4%	13.6%	13.5%	13.5%	12.7%	-3.6%
60時間以上	12.2%	11.7%	10.8%	10.3%	10.0%	9.2%	9.4%	9.3%	9.1%	8.8%	-3.4%

※資料出所：総務省「労働力調査」。週間就業時間（12区分）による分類。なお、平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。
注 就業時間不詳の者がいるため、計100%とならない。

○業種別週労働時間60時間以上の雇用者割合

	平成19年	平成25年	増減(ポイント)
非農林業雇用者計	10.3%	8.8%	-1.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	12.9%	12.5%	-0.4%
製造業	8.8%	7.3%	-1.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	3.1%	3.3%	0.2%
情報通信業	12.6%	10.6%	-2.0%
運輸業、郵便業	20.7%	19.0%	-1.7%
卸売業、小売業	11.6%	9.0%	-2.6%
金融業、保険業	8.2%	7.6%	-0.6%
不動産業、物品賃貸業	12.2%	10.3%	-1.9%
学術研究、専門・技術サービス業	13.1%	10.3%	-2.8%
宿泊業、飲食サービス業	12.5%	9.3%	-3.2%
生活関連サービス業、娯楽業	11.6%	9.3%	-2.3%
教育、学習支援業	9.7%	10.3%	0.6%
医療、福祉	4.5%	3.9%	-0.6%
複合サービス事業	5.8%	5.6%	-0.2%
サービス業 (他に分類されないもの)	6.6%	6.9%	0.3%

※資料出所:総務省「労働力調査」

※雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

※平成19年度の数値は、日本産業標準分類の変更(第12次改定)にあわせて遡及して計算されたもの

職業別週労働時間60時間以上の雇用者割合（年間200日以上就業の者）

平成26年2月3日
第108回労働政策審議会
労働条件分科会配布資料

【雇用者（全体）】

職業	平成19年		平成24年		増減 (ポイント)
	週60時間以上雇用者の割合	(参考) 雇用者数	週60時間以上雇用者の割合	(参考) 雇用者数	
総数	13.3%	46,051,000	11.6%	45,627,000	-1.7%
管理的職業従事者	16.7%	1,546,000	14.4%	1,176,700	-2.2%
専門的・技術的職業従事者	14.6%	7,123,900	13.1%	7,855,200	-1.5%
研究者	12.3%	98,800	12.2%	139,800	-0.1%
技術者	15.5%	2,243,000	12.6%	2,396,300	-3.0%
保健医療従事者	10.3%	1,967,800	8.9%	2,180,500	-1.4%
うち医師（歯科医師，獣医師を除く）	43.2%	183,300	38.1%	208,900	-5.1%
うち看護師（准看護師を含む）	5.1%	979,800	4.9%	1,083,800	-0.2%
社会福祉専門職業従事者	5.2%	634,500	4.6%	855,000	-0.7%
教員	19.6%	1,337,600	22.1%	1,368,100	2.4%
事務従事者	6.9%	10,287,300	5.8%	10,183,400	-1.0%
一般事務従事者	7.0%	7,198,400	5.8%	7,220,400	-1.2%
会計事務従事者	5.1%	1,540,600	4.1%	1,379,900	-1.0%
販売従事者	18.7%	6,506,000	15.6%	6,196,400	-3.0%
商品販売従事者	14.9%	3,027,500	11.0%	2,750,200	-4.0%
営業職業従事者	22.1%	3,206,700	19.7%	3,259,600	-2.4%
サービス職業従事者	15.2%	4,051,900	12.2%	4,349,000	-3.0%
介護サービス職業従事者	3.6%	854,200	3.7%	1,148,200	0.1%
生活衛生サービス職業従事者	32.5%	443,000	26.3%	404,800	-6.2%
飲食物調理従事者	22.0%	1,123,100	19.1%	1,132,400	-2.9%
接客・給仕職業従事者	14.6%	929,900	12.7%	878,500	-2.0%
生産工程従事者	10.9%	7,659,100	9.0%	7,099,700	-1.9%
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	10.1%	1,296,000	8.0%	1,068,700	-2.2%
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	10.6%	2,824,300	9.0%	2,632,500	-1.6%
うち食料品製造従事者	11.9%	958,100	10.2%	1,021,500	-1.7%
機械組立従事者	9.3%	1,413,800	7.5%	1,284,000	-1.8%
機械整備・修理従事者	16.4%	949,000	13.4%	916,100	-3.0%
輸送・機械運転従事者	27.5%	1,824,700	27.6%	1,862,700	0.1%
自動車運転従事者	34.5%	1,318,500	35.3%	1,319,400	0.8%
建設・採掘従事者	17.0%	2,081,300	16.1%	1,827,900	-0.9%
建設・土木作業従事者	17.1%	1,614,500	15.9%	1,394,200	-1.2%
運搬・清掃・包装等従事者	9.4%	2,721,600	7.7%	2,693,300	-1.7%
運搬従事者	13.9%	1,391,300	12.1%	1,248,800	-1.8%
清掃従事者	5.0%	663,700	4.4%	690,900	-0.6%

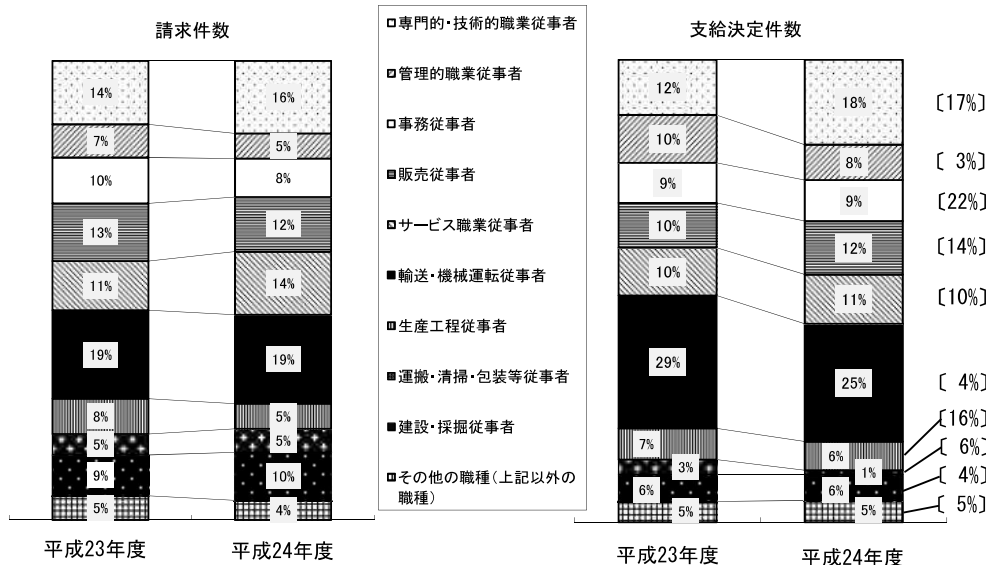
* 資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」
* 会社などの役員を含む

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	平成23年度			平成24年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	124	77	37	133	116	62
管理的職業従事者	65	50	32	46	55	26
事務従事者	90	73	27	71	67	30
販売従事者	113	80	30	100	81	39
サービス職業従事者	96	77	32	116	88	36
輸送・機械運転従事者	173	150	89	163	146	86
生産工程従事者	69	64	21	46	54	21
運搬・清掃・包装等従事者	41	41	10	43	26	3
建設・採掘従事者	80	63	18	88	72	19
その他の職種(上記以外の職種)	47	43	14	36	36	16
合計	898	718	310	842	741	338

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

図1-3 職種別構成比



※ [] は、雇用者総数に占める各職種の雇用者割合 (P.7の就業構造基本調査データから計算)。

表1-3-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			平成24年度
順位	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	83
2	販売従事者	営業職業従事者	21
3	販売従事者	商品販売従事者	18
4	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	17
4	事務従事者	一般事務従事者	17
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	14
7	事務従事者	営業・販売事務従事者	11
7	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	11
7	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	11
10	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	10
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	10
10	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	10
10	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	10
14	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	7
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発を除く)	7

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

精神障害

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	年度	平成23年度						平成24年度					
		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	
20～29歳	25	13	23	14	7	6	19	11	18	11	9	6	
30～39歳	104	42	69	27	29	10	110	49	103	49	56	32	
40～49歳	228	85	197	78	95	40	216	76	199	72	113	43	
50～59歳	314	111	242	85	119	47	272	85	254	86	118	32	
60歳以上	227	51	187	44	60	18	223	63	167	54	42	10	
合計	898	302	718	248	310	121	842	285	741	272	338	123	

図1-4 年齢別構成比

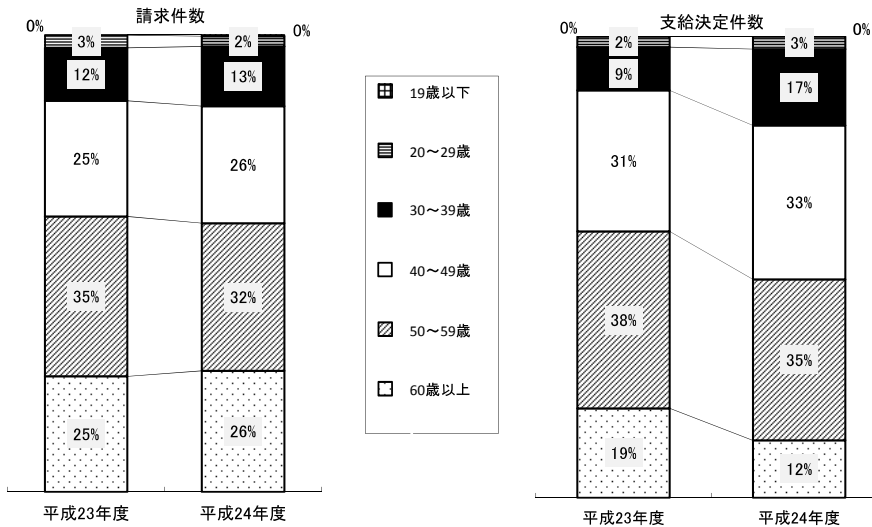


表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	年度	平成23年度			平成24年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		318	263	78	274	284	117
管理的職業従事者		48	45	21	50	51	26
事務従事者		323	272	59	342	304	101
販売従事者		167	146	40	140	154	54
サービス職業従事者		120	98	38	153	141	57
輸送・機械運転従事者		70	50	18	58	67	33
生産工程従事者		133	120	35	147	131	56
運搬・清掃・包装等従事者		37	29	12	46	41	15
建設・採掘従事者		44	39	17	29	31	11
その他の職種(上記以外の職種)		12	12	7	18	13	5
合計		1272	1074	325	1257	1217	475

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

図2-3 職種別構成比

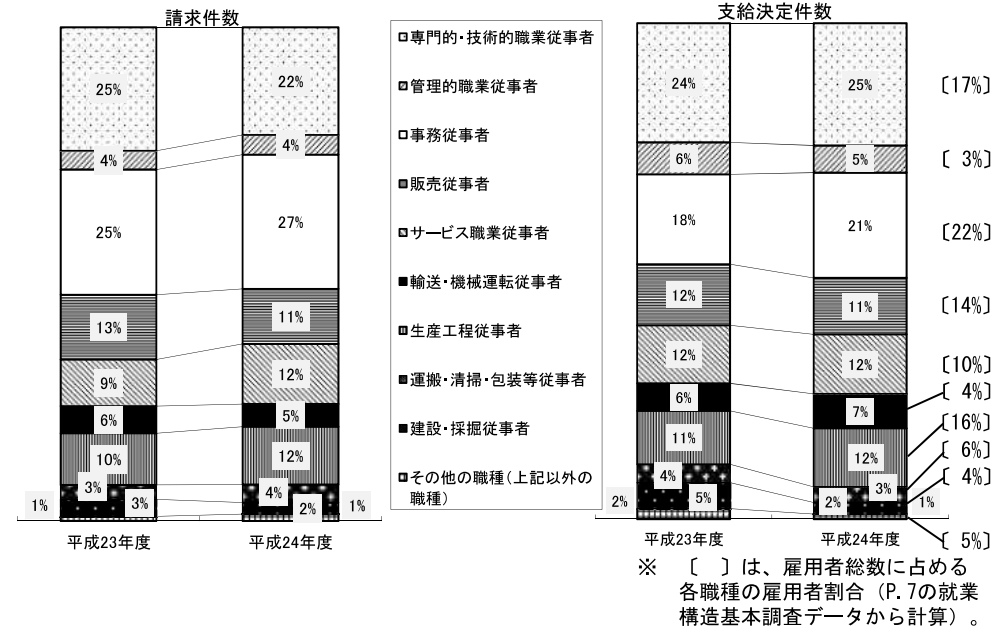


表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			平成24年度
No.	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
2	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	30
3	販売従事者	商品販売従事者	29
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	28
5	販売従事者	営業職業従事者	24
6	事務従事者	営業・販売事務従事者	21
7	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	18
7	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	18
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	18
10	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	16
11	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	15
12	専門的・技術的職業従事者	保健師、助産師、看護師	13
13	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発)	11
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発を除く)	10
15	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	9
15	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	9

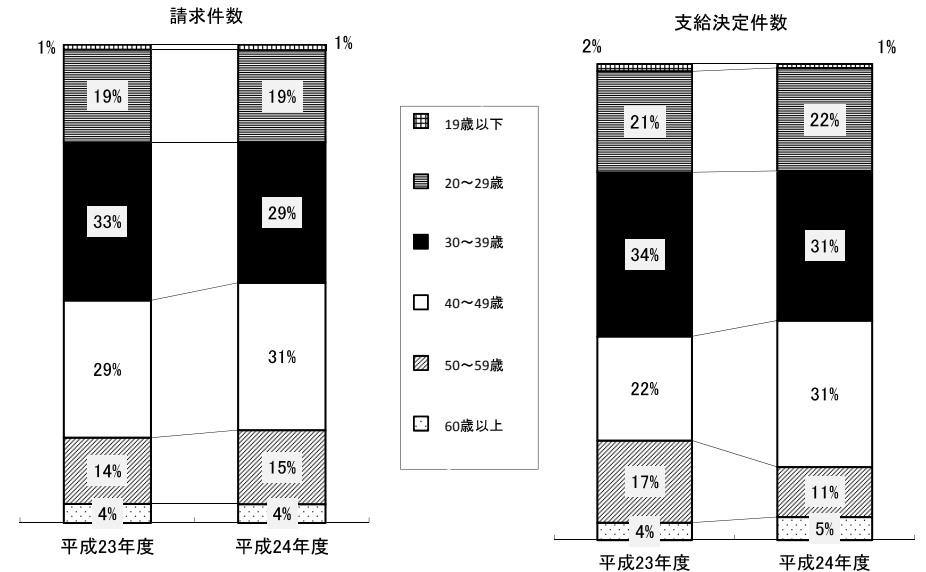
注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	年度	平成23年度						平成24年度					
		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
19歳以下		13	4	10	1	5	0	14	1	15	4	4	1
20～29歳		247	55	211	42	69	12	242	44	238	51	103	20
30～39歳		420	49	358	46	112	22	370	33	372	51	149	23
40～49歳		365	48	298	35	71	10	387	49	379	53	146	31
50～59歳		176	39	163	43	56	19	194	35	165	37	50	11
60歳以上		51	7	34	9	12	3	50	7	48	7	23	7
合計		1272	202	1074	176	325	66	1257	169	1217	203	475	93

注 自殺は、未遂を含む件数である。

図2-4 年齢別構成比



労働時間の量的上限規制等について①

平成26年2月3日
第108回労働政策審議会
労働条件分科会配布資料

○ 労働者の健康確保の観点から労働時間の量的上限規制については、規制改革会議「労働時間規制の見直しに関する意見」(平成25年12月5日)や産業競争力会議「雇用・人材分科会」中間整理(平成25年12月26日)においても言及されている。

<規制改革会議「労働時間規制の見直しに関する意見」(平成25年12月5日) (抄) >

1. 労働時間法制の包括的な改革を

- ▶ 健康確保の徹底のための取組み…わが国ではフルタイム労働者の総実労働時間は過去20年ほど変わっておらず、長時間労働はいまだに大きな社会問題である。健康確保を徹底するために、労働時間の量的上限規制の導入が必要である。
- ▶ ワークライフバランスの促進 (略)
- ▶ 一律の労働時間管理がなじまない労働者に合った労働時間制度の創設 (略)

<産業競争力会議「雇用・人材分科会」中間整理(平成25年12月26日) (抄) >

○ 「働きすぎ」の改善

- ・我が国労働者の労働時間は依然として各国と比べても長く、年次有給休暇の取得率についても低い水準にとどまっている。こうした点は、長年課題とされながら改善が図られていない。事業場内での過重労働に関するPDCAサイクルを構築し、管理職と従業員の双方が、時間を効率的に活用する意欲を高めることを基盤として、年次有給休暇の取得促進、時間外労働削減について、例えば、割増賃金のあり方、労働時間の量的上限規制のあり方(一定期間における最長労働時間の設定、勤務時間の中に一定の休息期間を設けるインターバル規制等)、労使間のイニシアティブのあり方(使用者による休日・年次有給休暇取得に向けた実効的な仕組み)等、様々な政策手法を組み合わせる等による抜本的な方策について、総合的に検討を行う。

○ 労働時間の量的(絶対)上限規制は、時間外労働を含め、一定期間当たりの労働時間に上限を設けるものであり、EU諸国では、原則として週48時間の量的(絶対)上限規制が設けられている。

日本では、法定労働時間を超えて労働させる場合には、労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。また、36協定の内容については、法律に根拠をもった時間外労働の限度基準に基づき、助言指導を行う。

○ 勤務間インターバル制度は、勤務終了後、次の勤務までの間に一定時間以上の連続休息を義務づけるものであり、EU諸国で導入されている制度。

日本では、自動車運転者に関して、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)に基づき、助言指導を実施している。

労働時間の量的上限規制等について②
 ～諸外国の労働時間法制(量的上限規制・勤務間インターバル規制)～

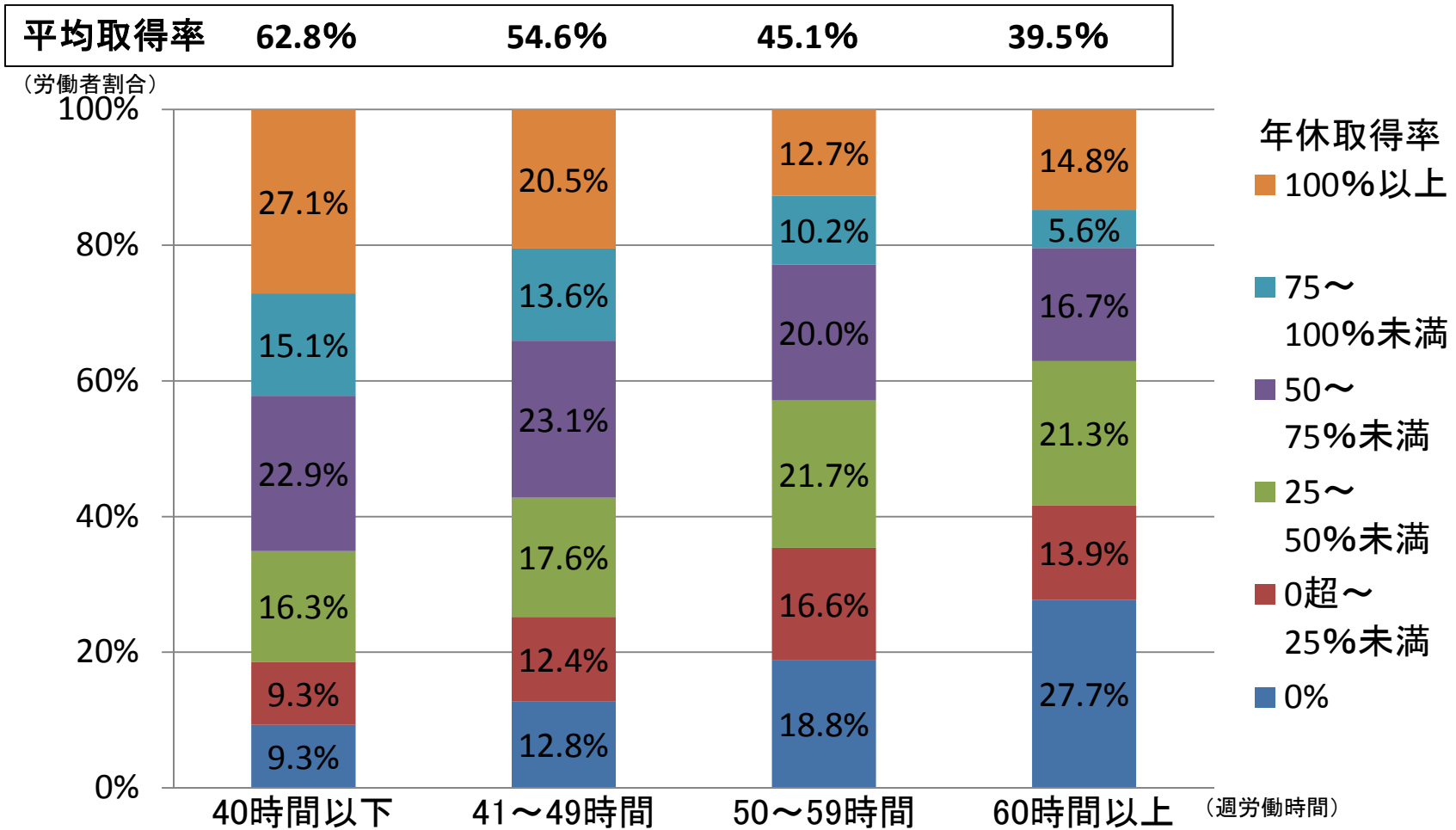
平成26年2月3日
 第108回労働政策審議会
 労働条件分科会配布資料

	EU諸国			日本	韓国	米国
	(英国)	(フランス)	(ドイツ)			
労働時間の量的上限規制	◇時間外労働も含め、原則として週48時間の量的上限規制を、安全衛生規制として設定			◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、罰則の対象となるとともに割増賃金支払義務が生じる。 ・労使協定も必要 ・時間外労働の限度基準に基づき行政指導	◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、罰則の対象となるとともに割増賃金支払義務が生じる。 ・時間外労働(休日除く)の上限は原則12時間。	◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、割増賃金の支払義務が生じるが、罰則の対象とはならない。
割増賃金	◇割増賃金率は基本的には労働協約等により定められる(法定されていない)			◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(25%) ※月60時間超(大企業)は50%	◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(50%)	◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(50%)
勤務間インターバル(休息)規制	◇24時間につき連続11時間の休息期間を設けることが義務付けられている。 ※ 病院、電気・ガス・水の供給等サービス・生産の連続性を保つ必要のある業務等について、労使協定等により、代償休息や適切な保護を与えることで、適用除外や休息期間の短縮等が可能			規制なし ※自動車運転者については、改善基準告示により、原則として継続8時間の休息期間を設けることとされている。	規制なし	規制なし

年次有給休暇と労働時間の関係について

○ 週当たり労働時間が長いほど、年次有給休暇の取得率は低い傾向にある。

年休取得率と週当たり労働時間(正社員)



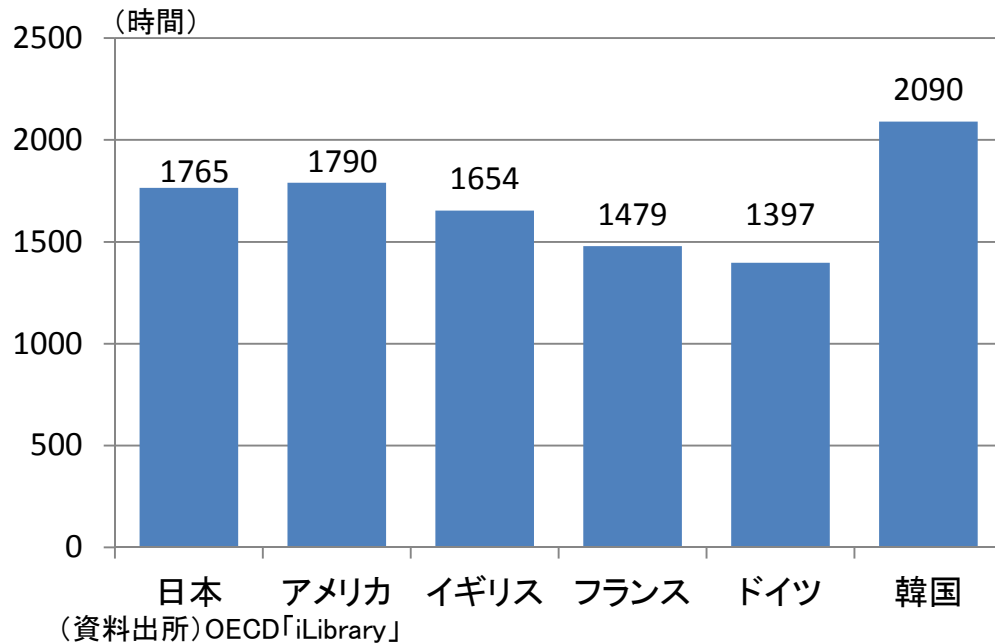
※独立行政法人労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関する調査」(2011)を基に作成

(参考)年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

平成25年12月17日
第106回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料
を加工したもの

- 日本は欧米諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
- また、時間外労働(40時間/週以上)者の構成割合が高く、特に48時間/週以上働いている労働者の割合が高い。

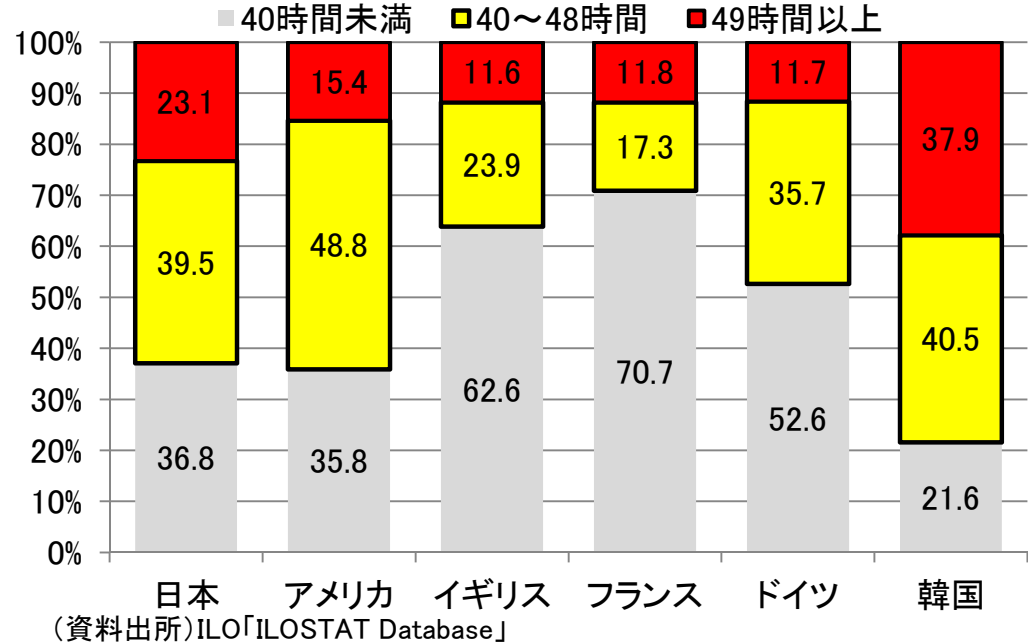
○年平均労働時間



<事務局注>

※年平均労働時間は、2012年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間(韓国のみ2011年)を示す。データは、OECD「iLibrary」(日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」)による。

○長時間労働者の構成比(週当たりの労働時間)



<事務局注>

※長時間労働者の構成比については、2010年の各国の就業者一人当たりの週労働時間を示す。データは、ILO「ILOSTAT Database」(日本は総務省「労働力調査」)による。
※就業時間不詳の者がいるため、計100%とはならない(イギリス、フランス)。

○各国の年間法定祝日日数は、以下のとおり

日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
15	10	8	11	9	17

※年間の法定祝日日数は2013年のもので、原則、全国一律の祝祭日をカウントしている。資料出所 日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」、その他:日本貿易振興機構「世界のビジネスニュース-世界の祝祭日」

特別休暇制度の導入企業割合と賃金の支給状況

(%)

	導入企業割合	賃金の支給状況	有給(全額)	有給(一部)	無給
特別休暇制度のある企業	57.9				
夏季休暇	44.7	(100.0)	(80.7)	(3.2)	(16.1)
病気休暇	22.4	(100.0)	(37.6)	(17.1)	(45.3)
リフレッシュ休暇	11.1	(100.0)	(83.6)	(2.6)	(13.7)
ボランティア休暇	2.8	(100.0)	(62.7)	(3.8)	(33.5)
教育訓練休暇	3.2	(100.0)	(77.9)	(9.7)	(12.4)
上記以外の1週間以上の長期休暇	11.3	(100.0)	(71.1)	(7.1)	(21.8)
特別休暇制度がない企業	42.1				

資料出所 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成25年)

(注)

- 特別休暇制度とは何らかの理由で休日や法定休暇(年次有給休暇、産前産後休暇等)以外に付与される休暇(有給、無給を問わない)で、就業規則等で制度として認めている休暇をいう。
- 夏季休暇とは…一般的に7月～9月の夏季の期間に連続で与えられる休暇(休日も含む。)をいう。
病気休暇とは…本人が業務外の私傷病によって就労できない場合に認められる休暇をいう。
リフレッシュ休暇とは…一定の勤続年数を有する者の心身の休養のために与えられる休暇をいう。これ以外に結婚20周年等家庭生活の節目、季節の節目に取るものも含み、アニバーサリー休暇、永年勤続休暇等名称は問わない。
ボランティア休暇とは…社会、地域貢献活動、社会福祉機関等での無償の社会奉仕活動(政治、宗教活動は除く。)への参加者に対して与えられる休暇をいう。
教育訓練休暇とは…職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇をいう。
上記以外の1週間以上の長期の休暇とは…上記以外の1週間以上の休暇がある場合をいう。産前・産後休業、育児休業、介護休業、子(小学校就学前)の看護のための休暇は含めない。また、複数ある場合は付与日数の長い方とした。